

こども・子育て支援事業債の活用について

国は、こども・子育て支援機能の強化に係る施設整備や子育て関連施設の環境改善を速やかに実施できるよう、「こども・子育て支援事業債」を創設しました。

「こども・子育て支援事業債」は、地方自治体が事業を実施するために必要な費用(例えば施設整備費や備品購入費など)を基に算出する「起債対象額」に応じて、その90%にあたる部分を、市債として発行できるという充当率の高さが特徴となっています。また、発行した市債償還額のうち50%が国から交付税によって補填される交付税措置率も組み込まれており、これらの条件により自治体にとって有利な起債の仕組みとなっています。

本市では、これまで「こども・子育て支援事業債」と同様の90%の充当率、50%の交付税措置率が設定されている「合併推進債」という起債を活用してきましたが、令和8年度からは新規での「合併推進債」の起債ができなくなります。このため、令和8年度以降の事業のうち、「こども・子育て支援事業債」を活用する事業として、山口市こども計画に該当事業を位置づけることで、有利な条件での起債発行が可能となり、後年度に交付税措置を受けることができます。

こうしたことから、令和7年3月に策定した山口市こども計画へ新たに「第7章 こども・子育て支援事業債の活用」を追加し、計画期間である令和11年度までの期間において、該当する事業を位置付けるものです。

今後、事業の追加・変更などの必要が生じた場合には、改めて山口市こども・子育て会議に諮る予定です。